

## 遺贈の種類

Q：私は、自社株の50%を所有しています。この株式については、相続で分散されないように、事業の後継者に遺贈したいと思っていますが、遺贈にはどのような種類があるのでしょうか。

A：遺贈には、包括遺贈と特定遺贈があります。

### 【解説】

遺贈とは、遺言により財産を第三者に対して無償譲渡するという意味です。贈与に似ていますが、贈与とは、贈与者の生前の行為であり、贈る方、もらう方が合意して行う契約であるのに対し、遺贈は、遺言による一方的な単独行為であり、死後の行為です。

遺贈の種類には、包括遺贈と特定遺贈がありますが、包括遺贈とは、「財産の全部」とか「2分の1を」というように、遺産の割合を指定して、包括的に行う遺贈のことをいいます。包括遺贈を受ける人を包括受遺者といい、相続人と同一の権利義務を負います。したがって、相続人と共同して、プラスの遺産ばかりでなく、マイナスの財産も負うこととなります。

一方、特定遺贈とは、「この家を」とかいうように具体的に財産を指定して行う遺贈のことをいいます。

また、「土地を与える代わりに借金も引き継げ」というように財産を与えるとともに一定の負担を負わせる負担付遺贈や、遺贈とよく似ているものとして「死んだらあげる」という死因贈与があります。

